

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診している。このような数字が示すように、日本はまさに、国民のこころの健康危機といえる状況にある。ひきこもり、虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえる。しかし、日本における精神保健、医療、福祉のサービスの現状は、こうした国民ニーズにこたえられるものではない。

世界保健機構（WHO）は、病気が命を奪い生活を傷害する程度を表す総合指標（障害調整生命年（DALY））を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において、命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて3大疾患の1つといえる。欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本では、そうした重要度に相応しい施策がとられていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会